

改正

平成7年3月31日訓令第3号

平成18年3月22日教育委員会規程第3号

平成20年1月24日教育委員会規程第5号

平成21年5月27日教育委員会規程第2号

平成21年9月28日訓令第1号

令和2年11月16日訓令第1号

令和4年12月14日訓令第1号

令和5年8月25日訓令第2号

学校職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年南相木村条例第2号）の規定に基づき、学校に勤務する常勤の職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間)

第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定める。また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務

職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができる。

- 2 学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の1週間の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、育児短時間勤務等の内容に従い校長が定める時間とする。また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内とし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては、31時間までの範囲内で校長が定める時間とする。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更)

- 第3条** 週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長がこれを行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行った後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(休憩時間)

- 第4条** 学校職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、7時間45分を超える場合は少なくとも60分とする。

(勤務時間等の開始及び終了の時刻)

- 第5条** 勤務時間並びに休憩時間の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

(勤務時間の割振りの変更)

- 第6条** 第2条の規定を適用する場合において、学校運営上必要なときは、これらの規定にかかわらず、校長は、1週間につき38時間45分以内の勤務時間を、1回の勤務に割り振られた勤務時間が16時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分を超えて割り振ることができる。

(業務量の適切な管理)

- 第7条** 教育委員会は、学校職員のうち公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（給特法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間

を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、給特法第7条に規定する指針に基づき業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日教育委員会規程第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月24日教育委員会規程第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月27日教育委員会規程第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年9月28日訓令第1号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月16日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月14日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月25日訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）
附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の学校職員の勤務時間等に関する規程第1条及び第2条の規定を適用する。